



栗原市 合併協定項目にかかる事務事業の調整状況

平成30年3月

宮城県 栗原市

はじめに

平成16年6月19日、旧栗原郡10町村による合併協定書への調印が行われました。

この合併協定書には、栗原地域10町村で構成された栗原地域合併協議会において協議、決定された合併の方式や期日などの基本的事項に加え、住民の皆さんの生活に関わりの深い関連事項48項目が掲載されました。合併協定項目48項目のうち、合併時点で調整が完了したものが17項目あり、残りの31項目については、「新市において調整する」項目として、新市に引き継がれ、合併後、これまで新市において検討、調整してまいりました。

調整状況

合併後、「新市において調整する」とした31項目の進捗管理を行うにあたり、項目によっては複数の事務事業に細分化されることから、それらを整理し、合併協定項目にかかる113事務事業について調整を行ってきました。

合併後の年度別の調整状況は、右表に示すとおりであり、平成30年3月1日現在、113事務事業全て調整済みという状況となりました。

なお、事務事業ごとの調整内容については、次のとおりです。

基準日	事務事業数	内 訳		
		調整済	調整中	未調整
平成18年 5月12日現在	113	69	42	2
平成19年 5月18日現在	113	93	19	1
平成20年 5月16日現在	113	111	1	1
平成22年 2月 1日現在	113	112	1	0
平成30年 3月 1日現在	113	113	0	0

(1)「調整済」の事務事業【113事務事業】

[平成30年3月1日現在]

項目番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
4	新市の事務所の位置	(3) 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。	新庁舎の建設	栗原市新庁舎建設検討委員会よりの提言を受け、提言のとおり承認。 提言：現状において、既存庁舎利用で住民サービス等に重大な支障は、見当たらないこと及び年々厳しくなると予想される、中長期財政見通等を総合的に勘案すれば、新たに庁舎を建設する必要性は認められず、既存の庁舎を一部分庁方式により活用することとする。ただし、狭隘な築館庁舎及び駐車場等の状況を鑑み、行政運営の効率化及び住民の利便性向上を図るために、必要な場合、経費面において十分な配慮を行い、増改築等の検討を行うよう提言する。	平成22年2月	総務部 総務課
8	地方税の取扱い	(10) 都市計画税については、地方税法の規定(0.3パーセント以内)により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。 課税区域については、新市において調整するものとする。ただし、新市の都市計画(課税区域の決定)が策定されるまでに限り、現行の課税区域については合併特例法第10条の規定を適用し、課税免除するものとする。 納期については、固定資産税と同様とする。	都市計画税、課税区域	平成30年第1回栗原市議会定例会において、栗原市都市計画税条例の廃止が承認され、合併に伴う都市計画税の調整を終了しました。	平成30年3月	総務部 税務課
9	地域審議会の取扱い	市町村合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、新市において合併前の10町村の区域ごとに地域審議会を設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。 なお、地域自治組織については国の制度改正を踏まえ、さらに検討するものとする。	地域自治組織	住民の利便性やサービスの低下を招かないよう総合支所方式とし、地域審議会を設置するとしたことから、地域自治組織は設置しないこととしました。	平成18年3月	企画部 企画課
10	一般職の職員の身分の取扱い	(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。	定員適正化計画	平成17年度に栗原市定員適正化計画を策定しました。	平成18年1月	総務部 人事課
		(4) 職員の給与については、適正化の観点から新市において調整するものとする。	職員の給与	平成17年度に調整方針を定め、平成18年度から概ね3年をかけて調整を行うこととしました。	平成18年3月	総務部 人事課

項目番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
11	特別職の職員の身分の取扱い	(4) 非常勤特別職(その他) ①現に10町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては合併時までに統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。	非常勤特別職の取扱い	平成17年度において、条例整備等の必要なものについて調整しました。	平成18年3月	総務部 総務課
16	公共的団体等の取扱い	公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。 (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3) 法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながらも、組織の統合、再編のための指導調整に努める。	公共的団体等	公共的団体等の統合等については、迫川水系の土地改良区が平成20年11月に統合を予定しているなど、主要団体としては商工会等を除き、統合が図られました。	平成19年3月	総務部 総務課
17	補助金、交付金等の取扱い	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。 (2) 町村で交付している独自の補助金等については、市域全体で均衡を保つよう新市において調整するものとする。	補助金、交付金等	庁内における栗原市補助金検討委員会により、「栗原市補助金等交付基準」を作成し、庁議決定により平成19年4月1日から施行しました。 これにより、平成19年度予算から、個別事情による激変緩和措置を考慮しつつ、各部において対応することとしました。	平成19年4月	総務部 財政課
18	町名、字名の取扱い	(2) 字名については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。 なお、地域の実情に応じ、字名の変更等が可能な地域においては、合併時までに調整するものとする。	町村、字名の区域及び名称	字名変更については、変更の必要性(不都合性)がないため、当面、現行のままとすることとしました。	平成20年3月	総務部 管財課
19	慣行の取扱い	(1) 市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて、新市において定めるものとする。	市民憲章	市民等からの意見を踏まえて制定委員会で検討を行い、平成19年9月1日付けて制定しました。	平成19年9月	企画部 市民協働課
			市の花、木、鳥、虫等	栗原市花木等選定委員会を設置。5月15日に第1回選定委員会を開催し、今回は市の「花・木」について選定することに決定し、6月に公募を行い、8月を目途に制定することとしました。 市の「鳥・虫・歌」については、必要に応じて定めることとしました。	平成20年5月	企画部 市民協働課
		(2) 宣言については、新市において調整するものとする。	宣言	旧町村での宣言内容を調査把握し、栗原市総合計画を踏まえ必要に応じて策定する方針としました。	平成18年3月	総務部 総務課
			名誉市民表彰	栗原市表彰条例及び施行規則を策定し、平成18年4月1日から施行しました。	平成18年2月	総務部 総務課
				功労者表彰・一般表彰	栗原市表彰条例及び施行規則を策定し、平成18年4月1日から施行しました。	平成18年2月
(3) 表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町(村)民等の処遇についても、新市において調整するものとする。	その他表彰関係	栗原市表彰条例及び施行規則を策定し、平成18年4月1日から施行しました。	平成18年2月	総務部 総務課		
	21	介護保険事業の取扱い	(1) 介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度より始まる次期計画を策定する。	介護保険事業計画	平成17年度に栗原市介護保険事業計画を策定しました。	平成18年3月
(3) 認定審査会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。			介護認定審査会	現行の開催方式にて、3会場(築館・若柳・高清水)で開催することとしました。	平成18年3月	市民生活部 介護福祉課
(4) 要介護認定訪問調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。			要介護認定事業訪問調査事務	平成18年度から全地区の要介護認定調査を一括して介護福祉課で訪問調査を実施することとしました。	平成18年3月	市民生活部 介護福祉課
23	病院・診療所事業の取扱い	(3) 病院及び診療所の運営協議会については、新市において速やかに調整するものとする。	病院運営連絡協議会	病院運営協議会は設置しないこととし、当面は、病院の経営健全化のため、アドバイザー派遣事業による助言、指導を踏まえ運営することとしました。	平成19年1月	医療局 医療管理課
		(4) 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。	運営・医療体制の調整	平成17年度から3病院、5診療所の院長、所長会議を開催することとし、必要に応じ年2回程度開催し、調整することとしました。	平成18年2月	医療局 医療管理課
24	行政区の取扱い	(1) 行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。	行政区の取扱い	行政区の再編は、地域の要望に応じて、再編の支援を実施することとしました。	平成20年3月	企画部 市民協働課

項目番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
25	地域交通事業の取扱い	地域交通事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、圏域全体の公共交通網の整備は、新市において速やかに調整するものとする。	自主運行バス	栗原市公共交通検討委員会において、誰もが利用しやすい交通体系の整備及びサービスの標準化等を盛り込んだ「栗原市公共交通の基本方針」及び「栗原市公共交通の見直し」を平成20年3月に策定し、これに基づきバス運行を見直し、平成20年4月1日から実施することとしました。	平成20年3月	企画部 市民協働課
			バス対策事業			
26	町村立学校（園）の通学区域の取扱い	通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向等を踏まえ、新市において検討を行うものとする。	通学区域	学校再編計画で示している、前期計画：平成25年度、後期計画：平成31年度を目途に通学区域の変更を行うこととしました。	平成20年3月	教育部 学校教育課
28-2	国際交流事業	国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容等は新市において速やかに調整するものとする。	国際交流活動に対する支援	平成20年6月に栗原市国際交流協会を設置し、この中で国際交流事業を実施することとしました。	平成19年3月	企画部 市民協働課
28-3	広報・広聴関係事業	(1) 新市においても、広報誌を発行するものとする。 ③ 広報紙の編集にあたっては、広報編集委員会等を設置して広報紙の発行が円滑におこなえるよう、新市において調整する。 (3) 広聴事業については、懇談会やその他の広聴制度により住民の意見を聴取し市政に反映できるように、新市において調整する。	広報紙の作成、発行、配布	平成17年度において、広報編集委員会は設置しない方針として決定しました。	平成18年3月	企画部 市政情報課
			地区懇談会	平成17年度は、各総合支所を会場に移動市長室を開催、平成18年度からは、市内各地区において市政懇談会を開催することとしました。	平成18年3月	企画部 市政情報課
28-5	消防防災関係事業	(2) 防災計画については、現行の防災計画を基本とし、新市において速やかに策定するものとする。災害対策基準等（行動マニュアル）を新市移行までに作成し、災害時等支障のないように対応するものとする。 (4) 防災行政無線については、合併後にシステムを統合する。未設置地域については、速やかに設置する方向で調整する。	地域防災計画	平成18年12月8日、宮城県との協議が終了し、策定完了。12月定例議会において、策定完了について行政報告し、その後、栗原市議会議員全員協議会において計画の概要を説明しました。	平成18年12月	総務部 危機管理室
			防災行政無線	栗原市総合防災情報システム基本計画策定及び防災行政無線システム基本設計業務が完了し、平成18年11月に栗原市防災行政無線総合整備計画を策定しました。	平成18年11月	総務部 危機管理室
28-6	保健関係事業	(4) 老人保健事業（検診）について ⑦ 脳ドック検診については、新市において調整するものとする。	脳ドック健診	脳ドックは受診料金が高額であり、現段階では栗原市の助成事業の対象とはしないこととしました。	平成18年3月	市民生活部 健康推進課
28-7	障害者福祉事業	(1) 障害者計画については、「くりはら障害者プラン」を新市の障害者計画とし、新たな障害者計画を平成17年度に策定する。	障害者計画策定事務	平成18年4月1日からの障害者自立支援法施行に伴い、策定期間を平成17年度から平成18年度に変更し、平成19年3月、栗原市障害者基本計画・障害福祉計画を策定しました。	平成19年3月	市民生活部 社会福祉課
28-8	高齢者福祉事業	(2) 外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。ただし、生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする。 (4) 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。	外出支援サービス事業	平成18年4月から高齢者・障害者福祉タクシーを実施し、平成18年5月から障害者外出支援事業（人口透析患者）実施することとしました。	平成18年5月	市民生活部 社会福祉課
			生きがい活動支援通所事業	平成18年4月から生きがい活動支援通所事業を実施することとしました。	平成18年2月	市民生活部 社会福祉課
28-9	児童福祉事業	(2) 学童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。	学童保育事業	平成18年度から金成地区で実施し、平成19年度からは栗駒地区と花山地区で実施しました。また、高清水地区、志波姫地区については、児童館事業を切り替えて実施することとしました。	平成18年3月	教育部 社会教育課
28-10	保育事業	保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、下記のものについては、次のとおりとする。 (2) 特別保育事業 ① 延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。	乳児（低年齢時）保育事業	平成18年度から全地区で乳児保育事業を実施することとしました。	平成18年3月	市民生活部 子育て支援課
			一時保育促進事業	平成18年4月から金成保育所（金成幼児教育センター）で一時保育事業を実施し、利用時間・利用料金の統一を行いました。 また、平成19年度から一迫地区、瀬峰地区、志波姫地区の保育所においても実施し、全地区にて実施することとしました。	平成18年4月	市民生活部 子育て支援課
			保育時間延長事業	平成18年度から市内の全保育所で延長保育事業を実施することとしました。	平成18年4月	市民生活部 子育て支援課
			子育て支援センター	平成18年度に金成子育て支援センターを設置し、平成19年度から保健センター等の施設を利用した子育て支援センター事業を開始し、平成20年度までに全地区で実施することとしました。	平成18年3月	市民生活部 子育て支援課

項目番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
28-12	環境衛生関係事業	(2) 一斉清掃については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。	一斉清掃	栗原市公衆衛生組合連合会理事会にて、平成18～19年度内に地域特性を生かし、可能な限り統一化を図ることとしました。	平成18年3月	市民生活部 環境課
		(4) 公衆衛生組合等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。	公衆衛生組合	栗原市公衆衛生組合連合会理事会にて、平成18～19年度内に地域特性を生かし、可能な限り統一化を図ることとしました。(なお、補助金についても平準化済み。)	平成18年3月	市民生活部 環境課
		(5) 一般廃棄物の収集、運搬、処分については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。	一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業務について、平成20年度から9地区(花山地区を除く)の可燃ごみ・資源ごみを一本化し、5年間の長期契約を締結しました。花山地区については、平成21年度から一本化し長期契約を締結することとしました。	平成20年3月	市民生活部 環境課
28-13	農林水産関係事業	(1) 農業振興地域整備計画並びに事業関連計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。	地域農政推進対策事業	栗原市における農業経営基盤強化の促進に関する基本構想について、平成17年度に策定しました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
			農業振興地域整備計画	農業振興計画については、農業政策推進室において栗原市農業振興地域整備計画を平成20年度に策定することとしました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
			米消費拡大総合対策事業	JAと一体の推進を図るため、栗原市農業振興協議会を主体として実施することで決定し、都市部を対象に実施してきた米販売等についてもこれまでどおり実施することとしました。	平成18年10月	産業経済部 農林振興課
		(2) 農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	生産組織育成	生産組織の育成については、JAとの連携による推進を図るため推進方針を策定しました。	平成17年12月	産業経済部 農林振興課
			特産物の生産・振興	栗原ブランド確立のため、平成19年度に予算措置するとともに、ブランド検討委員会を平成19年10月に設立し、特産品とあわせブランド化や生産・振興を図ることとしました。	平成19年1月	産業経済部 農林振興課
			その他農業関係事業	各種団体への補助金については、栗原市補助金等交付基準に基づき、補助金の平準化を図りました。	平成19年3月	産業経済部 農林振興課
			安全・安心・健康農畜産物支援事業	循環型農業を市内に拡充するため、補助金交付要綱を制定し、平成19年度から施行することとしました。	平成19年3月	産業経済部 農林振興課
			地産地消推進事業	今後の方針として、教育委員会と連携し、地域食材を学校給食、あるいは市内商店等へ提供できる体制づくりを目指すこととしました。	平成20年3月	産業経済部 農林振興課
		(3) 水田農業経営確立対策については、国の施策の動向により地域性を考慮し、新市において調整するものとする。	水田農業経営確立対策推進事業(水田農業構造改革対策事業)	平成18年度に栗原市水田農業ビジョンを策定し、推進施策及び助成基準等を統一しました。	平成19年4月	産業経済部 農林振興課
		(4) 園芸振興対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	園芸振興対策推進事業	振興品目を限定し、団体等組織及び新規就農者を対象とした補助金交付要綱を策定し、市内の平準化を図りました。	平成18年12月	産業経済部 畜産園芸課
		(7) 酪農・肉用牛生産近代化計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。	酪農・肉用牛生産近代化計画	県の計画を踏まえ、栗原市酪農・肉用牛生産近代化計画を策定しました。	平成18年3月	産業経済部 畜産園芸課
(8) 畜産振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	畜産関係団体	市内の和牛改良組合の補助金は各組合と協議し、各地区の平準化を図りました。	平成18年9月	産業経済部 畜産園芸課		
	家畜防疫対策事業	栗原市農業振興協議会と栗原市家畜防疫協議会と一体となり事業展開を図ることに決定し、調整しました。	平成18年12月	産業経済部 畜産園芸課		
	畜産振興対策事業	高齢者牛飼奨励対策事業基金について調整するとともに優良子牛保留・導入事業については、平成17年度で補助金交付要綱を定め、単価の統一を行いました。畜産共進会については、一本化し栗原市農業振興協議会で予算措置することとしました。(平成18年8月) 地区単独導入基金は、JA優良肉用子牛導入基金と統廃合する方針として決定しました。(平成19年1月)	平成19年1月	産業経済部 畜産園芸課		

項目 番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
			畜産環境保全事業	資源リサイクル畜産環境整備事業は、東部・西部地区があり、東部地区事業は平成17年度で完了し、西部地区事業は、栗駒地区の有機センターを平成17年度から平成19年度で実施しました。 単独事業（家畜排せつ処理施設整備事業）は、平成18年度で終了することとしました。	平成17年12月	産業経済部 畜産園芸課
		(9) 森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。	市森林整備計画業務	栗原市の森林整備計画については、平成18年1月に策定しました。	平成18年1月	産業経済部 農林振興課
		(10) 林業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	造林事業	市有林の保全に係る除間伐、植林等の5年間の実施計画（施業計画）を平成19年12月に策定し、計画に基づき、実施することとしました。	平成19年12月	産業経済部 農林振興課
			林業振興補助金等の事務	林業振興補助金等に関する事務については、本庁で執行することに一本化しました。	平成17年10月	産業経済部 農林振興課
			その他林務全般	平成19年4月より、巡視員については本庁一本の予算とし、今後は森林組合等に巡視を委託することとし、各地区の平準化を図りました。（市有林の事務分掌についても調整済み。）	平成19年1月	産業経済部 農林振興課
			施設等管理	平成18年7月に林業施設2箇所について、指定管理者制度へ移行し、管理することとしました。	平成18年7月	産業経済部 農林振興課
			林業災害対策	市有林の防災対策については、巡視員によることとしました。なお、災害発生時は、市有林については保安林のみ対応することと調整しました。	平成18年11月	産業経済部 農林振興課
			林道整備	市内の林道整備にかかる継続事業については、継続実施することと調整しました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
			台帳管理	市内の林道認定路線については、すべて台帳管理し、調整しました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
			修繕	市内の林道修繕に係る基準を統一し、調整しました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
			災害復旧	市内の林道にかかる災害復旧事業の基準を統一し、調整しました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
			森林病虫害防除対策	森林病虫害事業に係る防除対策を統一し、調整しました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
			林業関係団体の育成・指導	林業関係団体の育成・指導については、市が主体となり実施することと調整しました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課
		(11) 内水面漁業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	水産関連施設	築館地区のサケマス孵化場については、迫川漁協へ譲渡することとし、今後、市関係課と細部について協議することとしました。	平成20年2月	産業経済部 農林振興課
			水産振興対策事業	本市の内水面漁業振興施策については、これまで同様、各漁協の事業（稚魚放流・外来魚駆除）に対する補助金交付を行い、支援していくこととしました。	平成18年3月	産業経済部 農林振興課

項目番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
		(12) 有害鳥獣駆除については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	有害鳥獣駆除事務	有害鳥獣駆除については、平成17年7月に栗原市農作物有害鳥獣駆除隊連絡協議会を設立し、実施方法等について統一を図りました。	平成17年7月	産業経済部 農林振興課
			有害鳥獣防止対策事業	有害鳥獣防止対策事業については、平成17年7月に調整しました。	平成17年7月	産業経済部 農林振興課
		(15) 町村単独及び維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	町村単独事業	平成17年度に、市単独事業に係る採択要件及び各種要望に対する対応マニュアルを作成し、これに基づき、平成18年4月から受益者対応の一元化を図りました。	平成18年4月	産業経済部 農村整備課
28-14	商工観光関係事業	(5) 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実を基本に、新市において調整するものとする。	企業誘致事業	企業立地促進条例、施行規則の改正案を平成18年3月定例会に提案し、平成18年4月1日より施行しました。	平成18年4月	産業経済部 産業戦略課
		(6) 観光イベント事業については、現行のとおり引き継ぐものとし、活性化を図るため関係団体と協議の上、随時調整するものとする。	観光イベント事業	各種イベントにおける基準態様を定めたイベント等実施方針を作成し、調整しました。 なお、補助金の平準化については、平成18年度から着手し、平成19年度予算に反映させることとしました。	平成18年4月	産業経済部 田園観光課
28-15	建設関係事業	(1) 町村道については、市道として新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については、新市において統一する。	道路認定	平成18年3月に市道認定基準を策定しました。	平成18年3月	建設部 建設課
		(2) 各町村が実施してきた維持工事等については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、その後統一した基準により進めるものとする。	建設工事	道路新設改良事業は、本庁一括事務とすることで統一し、道路維持事業については、平成19年度より本庁一括予算とし、発注方法や執行体制は、統一した基準を設け、総合支所ごとに予算配分調整を行い、調整しました。	平成19年4月	建設部 建設課
		(3) 道路、河川及び公園の維持管理については、新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。	除草・植栽管理	維持管理については、各支所ごとに実施することとしました。 また、道路愛護会活動についても現行のとおり実施し、平成19年度から統一を図ることとしました。	平成19年3月	建設部 建設課
			交通安全対策	道路、橋梁の安全確保のため定期的なパトロールを実施することとしました。	平成18年3月	建設部 建設課
			修繕	交通安全対策は関係機関と調整を行い、維持修繕については、各総合支所ごとに実施することとしました。	平成18年3月	建設部 建設課
		(4) 除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行のとおりとし、新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効果的に実施するものとする。	除雪、融雪対策	平成17年度に除雪事業の委託作業契約単価及び融雪剤単価の統一を行うとともに、統一的な除雪方針を作成し、調整しました。	平成17年11月	建設部 建設課
		(7) 住宅使用料、住宅内駐車料金共に、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	維持管理	住宅使用料については、算定内容が異なり統一できないものと判断し、現行のとおりとしました。 合併前の住宅団地の駐車場は、一律に整備されておらず、平準化が難しいため、現行のとおりとし、従前から整備され駐車場料金を徴収していた団地と合併後の新築住宅団地から使用料を徴収することとしました。	平成20年2月	建設部 建築住宅課
		(9) 公営住宅の老朽化に伴う、改善・改修及び建替えの維持保全計画（ストック活用計画）については、新市において策定する。	公営住宅ストック活用計画	公営住宅マスタープランに基づく、栗原市公営住宅ストック総合活用計画を策定しました。	平成18年3月	建設部 建築住宅課
		(10) 公営住宅に係る新規事業については、新市において推進する。	公営住宅建設	マスタープランについては県との協議により、県のマスタープランに準ずる方向で検討し、栗原市公営住宅ストック総合活用計画を新市の住宅建設計画とする方向で調整しました。	平成18年3月	建設部 建築住宅課
		28-16	上水道事業	(3) 上水道の使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。	料金体系	平成20年5月請求分から上水道料金を市内統一し、調整しました。(平成26年まで経過措置有)

項目 番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
28-17	下水道事業	(1) 下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。	下水道事業計画	平成20年3月に、栗原市の下水道事業全体計画（見直し業務）を策定し、調整しました。なお、平成20年度に住民説明会を開催し、平成20年12月に告示する予定としました。	平成20年3月	上下水道部 下水道課
		(2) 公共下水道事業 ①維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。	下水道維持管理	維持管理体制は本庁一括管理で調整しました。 GIS導入後にも利用できる維持管理台帳システムを平成18年度に発注しました。（GIS導入に関しては、市の導入年度に併せることとしました。）	平成20年3月	上下水道部 下水道課
		(3) 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。	合併浄化槽設置 整備事業補助金 交付事務	合併浄化槽設置整備事業にかかる新たな補助金交付要綱を制定し、平成18年4月1日から施行したことにより、全市統一としました。	平成18年4月	上下水道部 下水道課
			合併浄化槽受益 者負担金	平成18年2月定例議会に関係条例の改正案を提案し、平成18年4月1日から施行しました。	平成18年4月	上下水道部 下水道課
			合併浄化槽使用 料	平成18年2月定例議会に関係条例の改正案を提案し、平成18年4月1日から施行しました。	平成18年4月	上下水道部 下水道課
(5) 農業集落排水事業 ①施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。	農業集落排水施 設の維持管理	平成19年度において、長期継続契約（3年契約）により、一括契約を実施しました。	平成19年4月	上下水道部 下水道課		
28-18	学校教育事業	(1) 通学費助成については、現行のとおりとし、児童生徒の通学負担の公平性を確保するため、速やかに新市において調整するものとする。	通学費助成金	現在ある暫定条例（規則）を廃止し、「栗原市立学校再編計画」で示している通学距離小学生4km以上、中学生6km以上のうち、スクールバス等利用以外の児童・生徒を対象に、新たな統一した通学支援基準を定め、助成する方針としました。	平成20年2月	教育部 学校教育課
		(2) スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。	スクールバスの 運行	基本的には「栗原市立学校再編計画」で示している通学距離小学生4km以上、中学生6km以上の児童・生徒が利用するための運行とすることとしました。 今後は、学校再編時期（前期平成25年度まで・後期平成31年度まで）を目的に運行範囲及び運行体制を整備することとしました。	平成20年2月	教育部 学校教育課 教育総務課
		(6) 幼稚園の保育年限、入園資格等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。	幼稚園運営	各地区の実態調査済。保育年限については、市内全域で3年保育に統一する方向としました。（平成19年度策定した「栗原市立学校再編計画」において方針として明記しました。）	平成19年3月	教育部 学校教育課
		(8) 預かり保育の実施については、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。	預かり保育	栗原市立学校再編計画で示している内容で、前期計画（平成25年度まで）、後期計画（平成31年度まで）を目的に幼稚園の再編計画と合わせて幼保一元化を推進し、現在行われている市内幼稚園の「預かり保育」は、一元化された保育所の保育部門に一本化することとしました。	平成20年2月	教育部 学校教育課
		(10) 給食調理場施設としての、センター方式、単独調理場方式、及び幼稚園給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、給食未実施校については、速やかに新市において調整するものとする。	学校給食	給食未実施校（花山小・中学校、栗駒中学校）について、平成18年10月から配食を実施しました。	平成18年10月	教育部 教育総務課
		(11) 給食費については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。	給食費	給食費については、賄い材料費分を料金とすることで、各給食センターで統一しました。 また、給食費の徴収については、教育総務課で納付書を作成し、教育センターを経由し、学校から各家庭に配布することで統一しました。	平成18年4月	教育部 教育総務課

項目番号	合併協定項目	合併協定項目確認内容	事務事業名	調整内容	調整時期	担当部課名
28-19	社会教育事業	(1) 社会教育団体等の育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。	体育協会	平成18年5月の体育協会総会にて、栗原市体育協会への一本化について承認され、調整しました。	平成18年5月	教育部 社会教育課
			スポーツ少年団	平成18年10月に栗原市スポーツ少年団本部として統合し、調整しました。	平成18年10月	教育部 社会教育課
			ジュニアリーダー	平成17年6月に栗原市ジュニアリーダー連絡会を設立し、調整しました。	平成17年6月	教育部 社会教育課
			婦人会	平成17年度に栗原市婦人会として設立し、調整しました。なお、事務局についても婦人会において運営することとしました。	平成17年6月	教育部 社会教育課
			子ども会育成協議会	平成17年5月に栗原市子ども会育成協議会を設立し、調整しました。なお、旧町村協会は支部として活動することとしました。	平成17年5月	教育部 社会教育課
			文化芸術協会	平成17年5月に栗原市文化芸術協会を設立し、調整しました。なお、旧町村協会は支部として活動することとしました。	平成17年5月	教育部 社会教育課
			青年団体	平成17年度に栗原市青年団を設立し、調整しました。	平成18年3月	教育部 社会教育課
			P.T.A.連合会	平成17年度に栗原市P.T.A.連合会を設立し、調整しました。	平成17年5月	教育部 教育総務課
		(2) 文化芸術事業については、新市において調整するものとする。	文化芸術活動	平成17年5月に栗原市文化芸術協会を設立しました。なお、旧町村協会は支部として、文化芸術活動を実施することとしました。	平成17年5月	教育部 社会教育課
		(3) 成人式の開催日については、成人の日の前日の日曜日とし、その他内容については新市において調整するものとする。	成人式	平成17年度から、市内1会場で開催することで調整しました。	平成18年1月	教育部 社会教育課
		(4) 公民館、地区公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日・開館時間については新市において調整するものとする。	社会教育施設等の整備、管理	休館日は、「1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日」で統一し、開館時間については、「9時から22時まで」に統一しました。	平成20年3月	教育部 社会教育課
			公民館事業の企画立案	旧町村住民限定ではなく、広域的な事業実施を行う方針とし、隣接する各地区公民館・教育センターが連携し事業を展開していくこととしました。	平成17年12月	教育部 社会教育課
		(7) 社会体育施設の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、新市において調整するものとする。	社会体育施設の管理・運営	市内の社会体育施設の休館日及び開館日については、栗原市体育施設条例において統一しました。	平成18年4月	教育部 社会教育課
		(8) 学校施設開放については、現行のとおりとし、開放時間等については新市において調整するものとする。	学校施設の管理	学校体育施設（校庭、体育館、武道館）の開放時間については、平成17年度に調整しました。なお、平成20年3月に各学校にアンケートを実施し、利用団体登録、実費負担等について協議し、スポーツ振興審議会への諮問を経て、平成21年4月から実施することとしました。	平成20年3月	教育部 社会教育課
学校施設開放	市内全校において実施することで調整しました。		平成17年4月	教育部 学校教育課		
28-20	コミュニティ施策	(2) 自治会活動に対する助成、コミュニティ推進助成、地域活動に対する助成、集会所の運営に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。	コミュニティ推進助成	栗原市コミュニティ一括交付金交付要綱を策定し、平成19年4月1日より施行し、自治会及びコミュニティ推進協議会へ対して交付金を交付することとしました。	平成19年4月	企画部 市民協働課